



「わたしたち、安心して食べたい！」

毎日の食事が安心して食べられること…消費者としての当然の「権利」です。でも、実際には新しい食中毒や食品添加物・残留農薬などの化学物質、ダイオキシンや環境ホルモン、遺伝子組み換え食品など、「なんだが不安…」なのが現実。今日食品の生産や流通は、全世界にまたがり、複雑で、技術や問題も高度になっています。…生協では、一人一人が食品の安全を大切にすること、そして生協として安全・安心な食品をお届けすることとならんで、「食品の安全を確保するための社会的なしくみ」を強めていくことが必要だと考えています。このため、食品の安全確保の基本的な法律である「食品衛生法の改正と充実強化を求める国会請願署名」活動を展開しています。

そのためには「食品の安全を確保するための社会的なしくみ」を強めることが必要です！



「国会請願署名」は、2001年の通常国会に提出されます！

国民が要望や苦情等を直接国会に対して述べることを「請願」といい、憲法第16条で保障された国民の権利です。請願書と併せて提出する賛同の署名が「請願署名」です。「署名」は、これだけの人がこの内容に賛同しています！というアピールになります。「請願署名」は、国会に提出し、審議されます。この「食品衛生法の改正と充実強化を求める国会請願署名」は2001年春の通常国会に提出される予定です。請願が採択されると、関係する省庁に送付され、「請願書」の内容に沿って、必要措置（法律の改正など）が検討されます。

課題項目 1 「食品の安全性の確保」を目的としたしくみづくりを！



食品衛生法は、戦後まもなく成立したこともあり、粗悪品や不衛生な食品の規制などが中心。しかし、食品の安全は「消費者の権利」です。今の時代にあわせて、食品の安全性に関わるさまざまな問題に対処できるように、法律の目的を強めることが必要です。

課題項目 2 みんなにわかる・消費者も参画できる食品安全行政を！



食品衛生法は、「行政が事業者を取り締まる」という性格が強く、「消費者」について一言も触れていません。消費者の参画を法律の中に明記し、消費者の参画とするための情報公開をすすめることが必要です。

課題項目 3 もっと「選ぶための表示」が充実するようなしくみに！



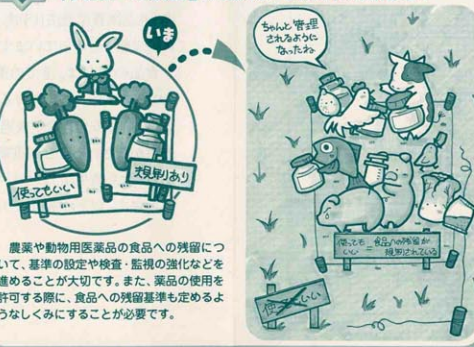
食品衛生法では、「表示」は「公衆衛生の見地」から、主に「危害の防止」を目的に行なわれていた。このことも大切ですが、これからは「消費者が食品を選ぶための表示」という考え方も大切である。食品衛生法の表示の考え方を広げることが必要です。

課題項目 4 「例外」になっている「天然添加物」も、規制の対象に！



多くの天然添加物が、十分な審査や基準がないまま使用が認められています。全ての食品添加物について、例外なく、安全性の審査を行ない、必要な基準や成分などの規格を定めることが必要です。また、安全性に問題があり、必要性も低い添加物については使用を取り消すなど、定期的な見直しを行なうことも必要です。

課題項目 5 農業・動物用医薬品について、「食品への残留」の観点から規制の強化を！



農業や動物用医薬品の食品への残留について、基準の設定や検査・監視の強化などを定めることが大切である。また、薬品の使用を許可する際に、食品への残留基準も定めるようなしくみにすることが必要です。

課題項目 6 問題が起こる前から対応を準備すること、日常的な食品のチェックを強めること！



0-157、環境ホルモン、遺伝子組み換え食品など、今の食品衛生行政では、具体的な被害や問題が起きない、対策がとられない傾向があります。問題が起きる前から、調査や研究を進め、また、日頃から食品の検査や監視を強めることが必要です。